

令和6年度 国の施策等に関する提案・要望

令和5年

愛 媛 県

愛 媛 県 市 長 会

愛 媛 県 町 村 会

平素、愛媛県並びに県内市町の行政の推進につきまして、格別の御高配を賜り、深く感謝を申し上げます。

現在、我が国は、新型コロナウイルス対策の新たな段階への移行、ウクライナ危機に端を発した国際情勢の不安定化、物価の高騰、想定を上回る速度で進行する人口減少、デジタル技術の進化など、複数の大きな変動要因に直面しており、これまでの延長線上で物事をとらえては乗り越えられない時代に入っていると考えています。

このため、愛媛県では、今年度から本格的なスタートを切る県政新ステージにおいて、「西日本豪雨災害からの復興と防災・減災対策」「人口減少対策」「地域経済の活性化」の3本柱に、アフターコロナへの対応を含む「新型コロナウイルス対策」、行政・暮らし・産業のあらゆる分野においてDXの推進を図る「デジタル技術の活用」の2つの基軸を加えた五つを重点施策に掲げ、「愛顔あふれる愛媛づくり」にオール愛媛でまい進して参る所存です。

また、本県を含めた日本全体の喫緊の課題である人口減少問題については、「えひめ人口減少対策重点戦略」を策定し、地域や企業・事業者と力を合わせて、自然減と社会減の両面からこれまで以上に踏み込んだ抜本的な対策を展開し、極めて高い目標である令和8年の出生数8,500人の確保と転出超過の解消に全力を挙げるほか、地域を持続的に発展させるための重要なかぎをにぎるデジタル技術の活用を図るべく、昨年12月に県内4大学と覚書を締結し、連携したデジタル人材の育成・確保に力を注いでいるところです。

国におかれましては、GXやDX、スタートアップの育成等を通じた新しい資本主義の実現、従来とは次元の異なる子ども・子育て政策など、待ったなしの課題に取り組んでおられるところではありますが、本県の施策を実効性あるものとするためには、財源の確保はもとより、防災・減災対策や地域経済の活性化に欠かせない社会資本の整備、地域の実情に即した事業を推進する上での各種制度の創設や見直しなど、これまで以上に強力な国の御支援が必要です。

つきましては、本県の現状や課題をふまえ、愛媛県並びに県内市町の発展に重要不可欠な提案・要望項目を重点施策として取りまとめましたので、令和6年度政府予算の編成および政策の決定に当たりまして、格別の御理解、御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

愛媛県知事

中村 時広

愛媛県市長会長

武智 邦典

愛媛県町村会長

佐川 秀紀

目 次

【最重点項目】

I 人口減少対策

- 1 人口減少対策の抜本的強化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 少子化対策・子育て支援の充実について・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 女性活躍・仕事と家庭の両立を推進する取組の充実強化について・・・ 5
- 4 特別支援教育の充実に向けた支援について・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 5 教員の業務負担軽減に関する支援について・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 6 医師確保対策について
 - [1] 医師確保対策の充実強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - [2] 災害医療従事者の育成・確保への支援・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 7 ドクターヘリの運航に対する支援等について・・・・・・・・・・・・・・ 15

II 防災・減災対策

- 8 西日本豪雨災害により被災したかんきつ産地の復興について・・・・・・・・ 17
- 9 肱川緊急治水対策の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 10 地域の実情を踏まえた防災・減災対策の推進について
 - [1] 大規模災害から住民の生命・身体及び財産を守るための防災・減災
対策の総合的な推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - [2] 地域の安全・安心を確保するための社会資本整備の推進・・・・・・・・ 23
 - [3] 社会インフラの戦略的な維持管理・更新の推進・・・・・・・・・・・・ 25
 - [4] 南海トラフ地震に対応した海岸保全施設整備の推進・・・・・・・・・・ 27
 - [5] 総合的な土砂災害対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
 - [6] 治水事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
 - [7] 水道施設の防災対策等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
 - [8] 公共施設等の耐震化の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 11 伊方発電所の安全対策の強化等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- 12 原子力防災対策の充実・強化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

13	四国の鉄道の維持・活性化について	
	〔1〕 四国の新幹線の早期実現	41
	〔2〕 ローカル線の維持・確保	43
14	高規格道路の整備推進について	
	〔1〕 高速道路ネットワークにおける「3つのミッシングリンク」の早期 解消	45
	〔2〕 高速道路ネットワークの機能強化・利便性の向上	47
	〔3〕 本州四国連絡高速道路の全国共通料金の継続	49

Ⅲ 地域経済の活性化

15	農林水産物の輸出拡大について	51
16	アコヤガイ大量へい死への対応について	53
17	松山空港の機能拡充について	
	〔1〕 ターミナル地域の整備促進	55
	〔2〕 C I Q体制の充実・強化	57
	〔3〕 進入管制空域の返還	59
18	訪日誘客支援空港に対する支援の継続・拡充について	61
19	四国遍路の世界遺産暫定一覧表への記載について	63

Ⅳ デジタル技術の活用

20	地域で活躍するデジタル人材の育成・確保への支援について	65
21	D Xの推進を通じた地域経済活性化や諸課題解決に向けた支援の充実 について	67
22	次世代のデジタル人材を育む学校D Xの推進について	
	〔1〕 教育の情報化の促進	69
	〔2〕 S T E A M教育の推進と情報教育・産業教育の実践	71

Ⅴ 持続可能な社会の実現

23	海洋ごみ対策について	73
----	------------	----

【重点項目】

I 人口減少対策

- 24 企業版関係人口の創出・拡大について・・・・・・・・・・・・・・75
- 25 安全・安心な教育環境整備の促進について・・・・・・・・・・・・76
- 26 きめ細かな不登校対策等の推進について・・・・・・・・・・・・77
- 27 愛媛大学大学院地域レジリエンス学環(修士課程)の運営支援について・78
- 28 地域の実情に応じた地域医療介護総合確保基金の見直しについて・・・79

II 防災・減災対策

- 29 地域全体で取り組む「流域治水対策」の推進について・・・・・・・・80
- 30 大規模災害時の円滑な相互支援体制整備等のための防災業務の標準化
の推進について・・・・・・・・・・・・・・81
- 31 国家的なリスクや課題に対応した行政体制のあり方の検討について・・82
- 32 J R松山駅付近連続立体交差事業等の整備促進について・・・・・・・・83
- 33 命を守り暮らしを豊かにする港湾の整備推進について
[1] 松山港、東予港など主要港湾の整備推進・・・・・・・・・・・・84
[2] カーボンニュートラルポート(CNP)の推進に係る総合的な支援
の充実・・・・・・・・・・・・・・85
- 34 地域公共交通ネットワークの維持・確保について・・・・・・・・・・・・86

III 地域経済の活性化

- 35 産業創出支援の強化について
[1] スタートアップ支援の強化・・・・・・・・・・・・・・87
[2] 高機能素材を活用した産業創出への支援・・・・・・・・・・・・88
[3] 事業承継・第二創業等に向けた対策強化・・・・・・・・・・・・89
- 36 職業能力開発施策について
[1] 地域の実情を踏まえた職業能力開発促進施策の拡充・弾力化・・・90
[2] 「若年の技能検定受検料減免措置」対象者の再検討・・・・・・・・91
- 37 海事産業の支援の強化について・・・・・・・・・・・・・・92

38	外国人材受入れの適正化及び円滑化と地域の実情に応じた制度の見直し・拡充について	93
39	強いえひめ農業を支える基盤整備の推進について	94
40	かんきつ産地の体質強化について	95
41	家畜伝染病に対する防疫体制の強化について	96
42	畜産経営支援対策の強化について	97
43	林業の成長産業化に向けた支援の強化について	98
44	持続可能な水産業の確立に向けた技術開発の強化について	99
45	海外における日本の地名の商標登録問題への取組強化について	100
46	地方の創意工夫を活かした自転車関連施策の総合的な推進について	101
47	次世代のトップアスリートの発掘・育成に対する支援等の充実について	102
48	障がい者スポーツ振興への支援の拡充について	103
49	地方の文化芸術施策への支援拡充について	104

IV デジタル技術の活用

50	デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進に係る情報通信基盤の整備促進について	105
51	愛媛大学デジタル・情報人材育成に関する支援について	106

V 持続可能な社会の実現

52	脱炭素社会の実現に向けた施策の拡充について	107
53	循環型社会の形成に向けた取組の強化について	108
54	エネルギーの安定供給の維持・確保について	
	〔1〕再生可能エネルギーの導入促進	109
	〔2〕エネルギー対策特別会計関連交付金の充実強化	110
55	県民が安全で安心して暮らせる社会の実現について	
	〔1〕警察基盤の強化	111
	〔2〕交通安全施設更新事業の計画的な推進	112

最重点項目

I 人口減少対策

1 人口減少対策の抜本的強化について

【内閣府・こども家庭庁】

【提案・要望事項】

人口減少の基調を変える総合的な取組の推進

- ・人口減少の基調を転換させるためには、国全体が総力を挙げて対策に取り組む必要がある。希望する方たちが安心して子どもを産み育てることができるよう、子育てに係る経済的負担の軽減や、環境整備はもとより、正規雇用の促進や所得の向上、性別役割分担意識の解消など、男女を問わず若い世代が未来に展望を描くことができる環境づくりを推進すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

○少子化の現状

本県の2022年の出生数は速報値で7,999人と、初めて8,000人を下回るなど、少子化は予想を上回る速度で進んでいる。本県では1975年に合計特殊出生率が人口置換水準を下回って以降少子化が継続し、人口の減少と高齢化が加速しており、抜本的な対策を行わなければ、将来、社会基盤が崩壊しかねない状況である。

人口減少の基調を変えるためには、国が先頭に立って、地方自治体や企業、教育機関を巻き込んで、総力戦で少子化対策に取り組むことが重要である。また、将来的な人口構造の若返りを図るため、「出生数の前年比増加」を目標として設定し、国民の理解を得られるよう努力することが望まれる。

○人口減少の基調を変える総合的な取組の推進

出生率低下には、様々な社会的、経済的要因が複雑に絡んでおり、「これさえすれば」という即効薬はない。人口減少の基調を変えるには、結婚・出産・子育て支援から、若い世代の雇用環境の改善、仕事と家庭の両立支援、長時間労働の是正や柔軟な働き方の推進など多面的な取組が必要である。

○若い世代の正規雇用の促進・賃金給与の向上

県のアンケートでは、「雇用形態」や「収入」が結婚意欲に影響を与えており、若年者が、生み育てることに肯定的になれるよう、企業・事業者に対して、正規雇用の促進や賃金給与の向上など所得環境の改善を要請することが必要である。

○男女ともに働き、家事・育児を分担する社会の構築

未だに第1子出産を機に退職する女性は3割に上るなど、女性が仕事を断念することで世帯収入が減少する事態が生じている。また休日の男性の家事・育児時間が長いほど第2子以降の出生率が向上する国の統計がある。

男性が主体的に家事・育児を行うことで、女性の就労継続による世帯収入や女性の出生意欲に好影響を与えられることから、「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識を解消するとともに、専業主婦（夫）の就労意欲を減退させる「年収の壁」などの制度・慣行を是正するなど、男女ともに働き、家事・育児を分担する社会を構築することが、人口減少の基調を変える鍵を握っている。

【愛媛県内の取組】

○「えひめ人口減少対策重点戦略」

2022年に、多様な主体が力を合わせ、将来的な人口構造の若返りを図る戦略をまとめ、仕事と育児の両立や女性活躍に向けた職場づくり等の事業を実施。

【実現後の効果】

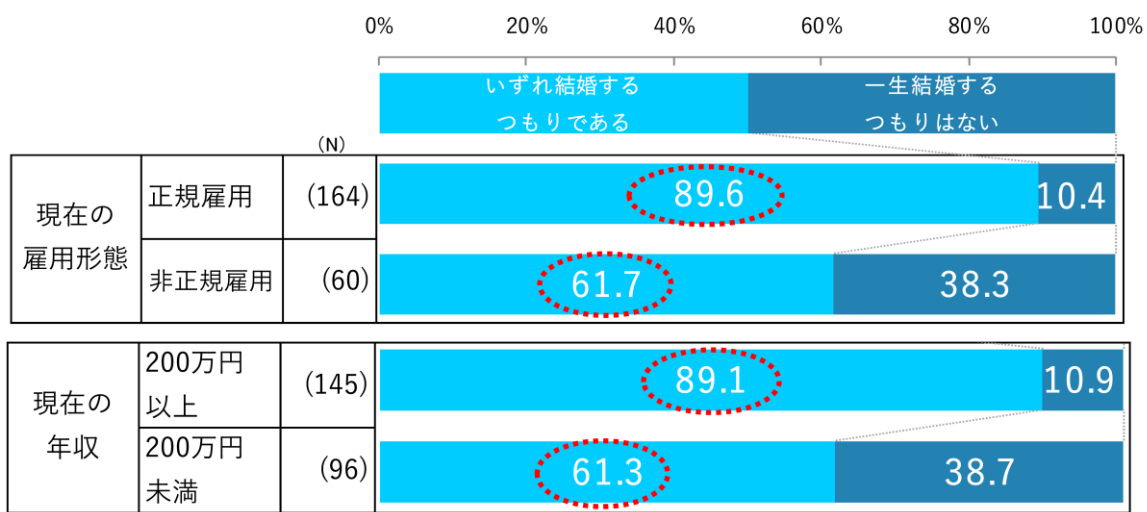
- ◇ 出生数が前年比で増加し続けることで、人口減少が進む中でも人口構造が若返り、社会・経済システムの安定化につながる。

県担当部署：企画振興部 政策企画局 総合政策課

○愛媛県・一般財団法人地方自治研究機構 アンケート（2022年）
 ・愛媛県在住の20代～30代未婚者の回答

結婚に対する希望（雇用形態・年収）

・雇用形態及び収入が結婚への意欲へ大きく影響



○国立社会保障・人口問題研究所
 第15回・第16回出生動向基本調査（2015年、2021年）

第1子出産前後の妻の就業変化

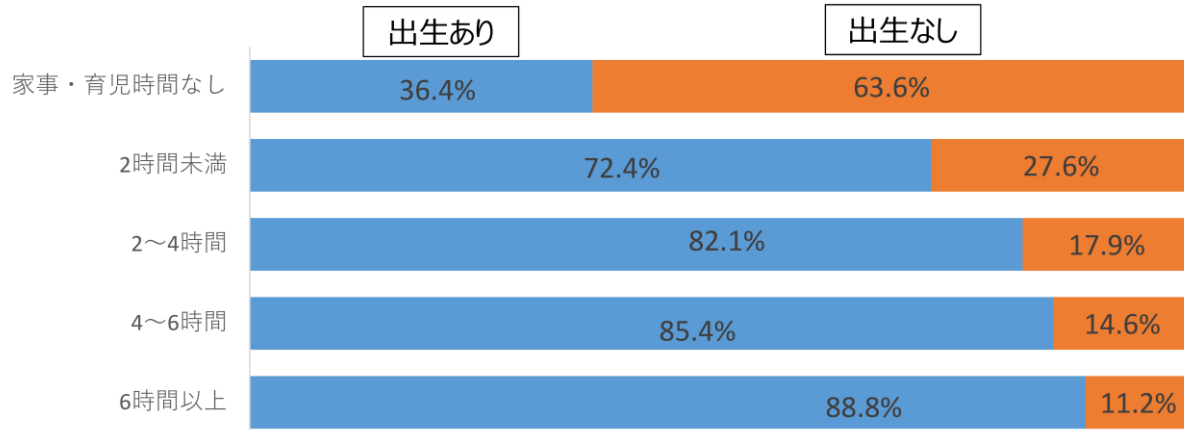
・第1子出産時に退職する女性は、減少傾向であるが未だ3割

46.9% (2015年) → 30.5% (2021年)

○厚生労働省 第10回21世紀成年者縦断調査（2012年成年者）（2021年）

夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生割合

・男性の家事・育児時間の長さが第2子以降の出生に影響



2 少子化対策・子育て支援の充実について

【厚生労働省・こども家庭庁】

【提案・要望事項】

- (1) 都市と地方の格差を生じさせない全国一律による現金支給・医療費助成制度の拡充
 - ・結婚や子育てにおける経済的負担の一層の軽減を図るため、国による一律の現金支給・医療費助成制度を拡充すること。
- (2) 県と市町が連携して取り組む少子化対策に対する財源措置
 - ・結婚、出産しやすい環境や安心して子育てができる環境を整備するため、県と市町が連携して少子化対策に取り組む場合に、補助率の嵩上げや、地方単独事業への包括的な財政支援措置を講じること。

【現状と課題（背景・理由等）】

国立社会保障・人口問題研究所がまとめた第16回出生動向基本調査（2021年）によると、18歳～34歳の独身男性が結婚しない理由として、4人～5人に1人が「結婚資金が足りないから」と回答しているほか、夫婦が理想の数の子どもを持たない理由として「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」との回答が52.6%となり、2002年の調査以降、最も選択率が高い状況が続いている。経済的な負担の解消が進まないことが少子化の要因の一つとなっており、結婚・出産しやすい環境や安心して子育てができる環境の整備が急務である。

国の出産・子育て支援策としては、令和4年度から新たに伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業が創設され、令和5年度からは出産育児一時金が増額されたところであるが、出産・子育てにおける経済的な負担を解消するには更なる支援が望まれる。

各地方公共団体が結婚や子育てにおける経済的負担を軽減するための現金支給や医療費助成を行った場合、自治体間での過大な競争となり、都市部と地方との格差拡大につながる懸念されることから、国による一律の現金支給制度の拡充が望ましい。

結婚、出産、子育てに関する国の補助事業は多数用意されており、複数の事業を一体的に取り組むことで一層の効果が期待できるものの、財政力の弱い地方では十分実施できないことから、県・市町が連携して行う事業については、結婚新生活支援事業のように補助率の嵩上げを図るとともに、県・市町が連携して計画を作成し実施する地方単独事業についても財源措置を行うなど、国による包括的な支援が必要である。

【愛媛県内の取組】

令和5年度予算において、「えひめ人口減少対策総合交付金」を創設し、結婚や出産、子育てにおける経済的負担の特に大きい29歳以下の世帯への支援に重点を置き、国補助事業の市町負担分の支援や対象拡大、先進事例を取り込んだ県独自事業などをメニュー化することで、県・市町連携により、地域の実情に応じた少子化対策を積極的に展開することとしている。

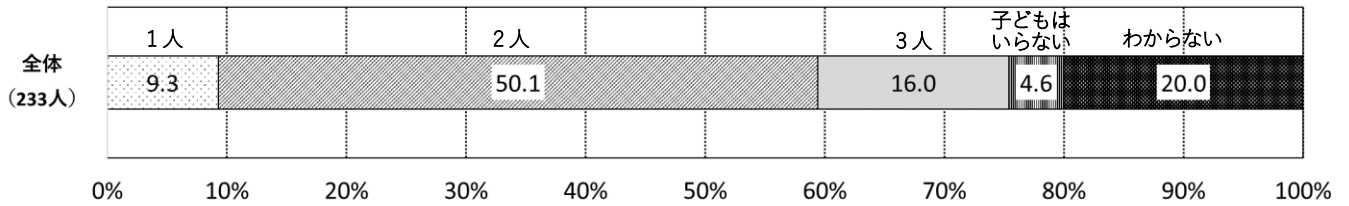
【実現後の効果】

- ◇ 結婚や出産、子育てにおける経済的な不安を解消し、結婚したい人が結婚でき、子どもを産みたい人が理想の人数の子どもを産める環境づくりに繋がる。
- ◇ 各地方公共団体においては、地域の実情や個人のニーズに沿った現物サービスによる支援の充実を図ることができる。

県担当部署：保健福祉部 生きがい推進局 男女参画・子育て支援課
健康衛生局 健康増進課

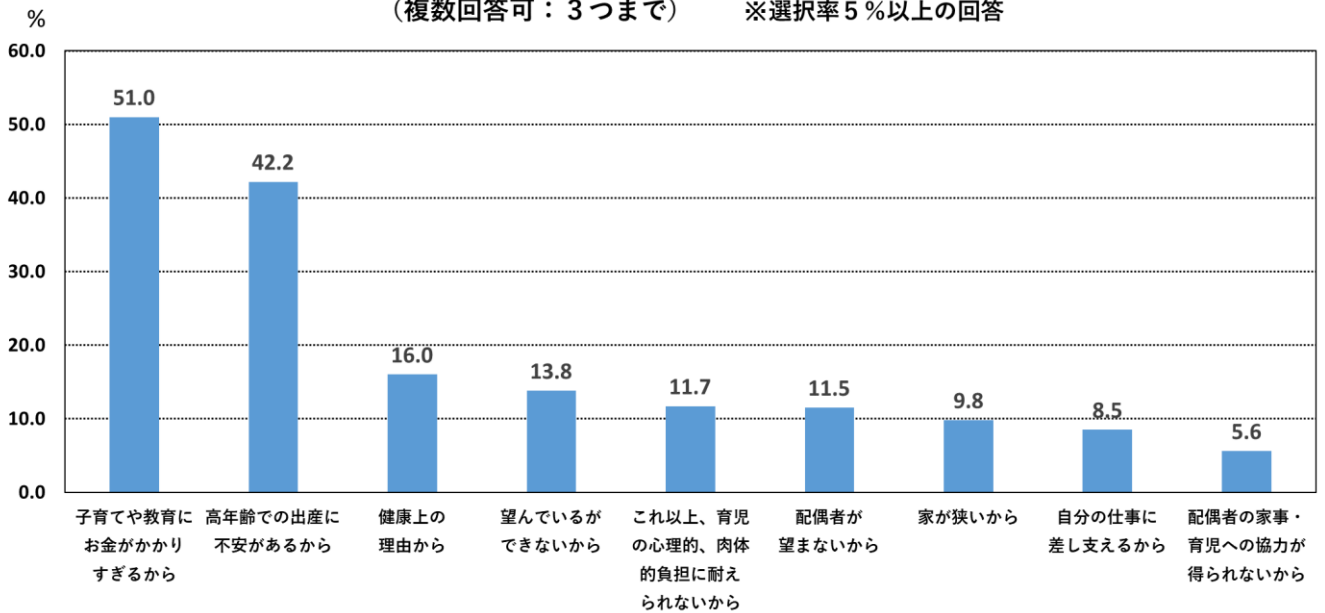
○愛媛県内におけるアンケート調査結果（2022年7月 愛媛県等が実施）

愛媛県在住の20代、30代の独身男女のうち、結婚の意思がある人が希望する子どもの人数






愛媛県在住の30代、40代の既婚男女における理想の子どもの人数の実現が難しい理由

（複数回答可：3つまで） ※選択率5%以上の回答



○えひめ人口減少対策総合交付金の事業メニュー

出会い・結婚支援	妊娠・出産支援	子育て支援
<p>1 結婚新生活支援事業 新婚世帯に対する引越費用や家賃、時短・省エネ家電の購入費の助成</p> 	<p>2 不妊治療費等補助事業 検査費用や不妊治療費の助成</p> <p>3 産後ケアサービス拡充事業 出産後の母子の育児をサポート</p> <p>4 乳幼児・保護者同時健診事業 乳幼児健診時における保護者の健診費用を助成</p> 	<p>5 一時預かり拡充事業 誰もが気軽に利用できる体制を整備</p> <p>6 一時預かり・相談保育所等事業 未就園児の利用を月1回無料化</p> <p>7 若年出産世帯応援事業 育児用品、時短家電等の購入費の助成</p> <p>8 若年出産世帯奨学金返還支援事業 出産後の若年世帯の奨学金返還を支援</p> <p>9 多子世帯リフォーム等支援事業 子育てしやすい住環境づくりを支援</p> <p>10 入園予約支援事業 育児休業後の入園予約制導入を支援</p> <p>11 U・I・Jターン保育士支援事業 県内移住する保育士への家賃等の助成</p> <p>12 保育士宿泊借上げ支援事業 保育士確保のための住環境整備</p> 
<p>結婚したい人が結婚できる環境づくり</p>	<p>子どもを持ちたい人が理想の人数の子どもを持てる環境づくり</p>	<p>安心して子育てができる環境づくり</p>

3 女性活躍・仕事と家庭の両立を推進する取組の充実強化について

【内閣府・厚生労働省】

【提案・要望事項】

- (1) 地域における女性活躍推進のための安定的な財源の確保等
 - ・地域における女性活躍推進を図る「地域女性活躍推進交付金」について、地方公共団体の創意工夫を活かした主体的な取組が、安定的・継続的に実施できるよう十分な財源を確保するとともに、柔軟な制度運用を図ること。
- (2) 女性活躍・仕事と家庭の両立を推進する企業等への支援の充実
 - ・女性活躍・仕事と家庭の両立の推進に向けた取組を行う企業等に対する支援策の充実や、常時雇用する労働者100人以下の企業等における一般事業主行動計画の策定支援、計画に定める目標達成に向けた取組み支援等を強化すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

本県では、人口の減少と高齢化が加速しており、将来的な人口構造の若返り、出生数の反転増加を目指す中、若年世代（特に女性）の転出超過の解消、婚姻件数の増加が重要となっている。

若年女性の転出超過解消のためには、県内で雇用の場を提供する全ての企業・事業者自らが問題意識を持って変革に取り組み、男女問わず選択されるよう成長することが望まれる。企業・事業者と行政が協働し、女性活躍を推進するとともに、仕事と家庭の両立支援を行うことがより一層求められている。

地域女性活躍推進交付金は、単年度の制度であり継続的・安定的な事業実施が困難であることから、地方が地域の創意工夫と実情に応じた施策を中長期的に取り組めるよう、補助率や交付上限額の引き上げなどが必要である。

【愛媛県内の取組】

○経営戦略として愛媛県版イクボス「ひめボス」を推進

平成28年度から、地域や経済が持続的に成長するためには組織トップが意思表示をし、経営戦略として働き方改革や女性活躍推進に取り組むことが重要と考え、愛媛県版イクボス「ひめボス」を推進している。また、令和3年3月には、女性活躍推進計画を第3次愛媛県男女共同参画計画と一体的に策定し、実効性のある施策を戦略的・継続的に推進している。

○仕事と家庭の両立支援等を推進

平成30年度から、「愛媛県働き方改革包括支援プラザ」を開設・運営し、仕事と家庭の両立支援等の働き方改革に取り組む中小企業を支援している。

○「ひめボス」のリニューアルと奨励金制度の創設

令和5年度予算において、女性活躍・仕事と家庭の両立支援の双方に積極的に取り組む企業・事業所の認証制度とともに、女性活躍や男性育休取得等の実績に応じて奨励金を支給する「新ひめボス宣言事業所奨励金」を創設し、企業・事業者と行政が協働して、女性活躍や仕事と家庭の両立支援を強力に推し進めることとしている。

【実現後の効果】

- ◇ 女性が就業継続でき、活躍できる魅力的な事業所が増加することで、女性活躍が促進され、本県の人口減少要因の一つである若年女性の転出超過の解消につながる。

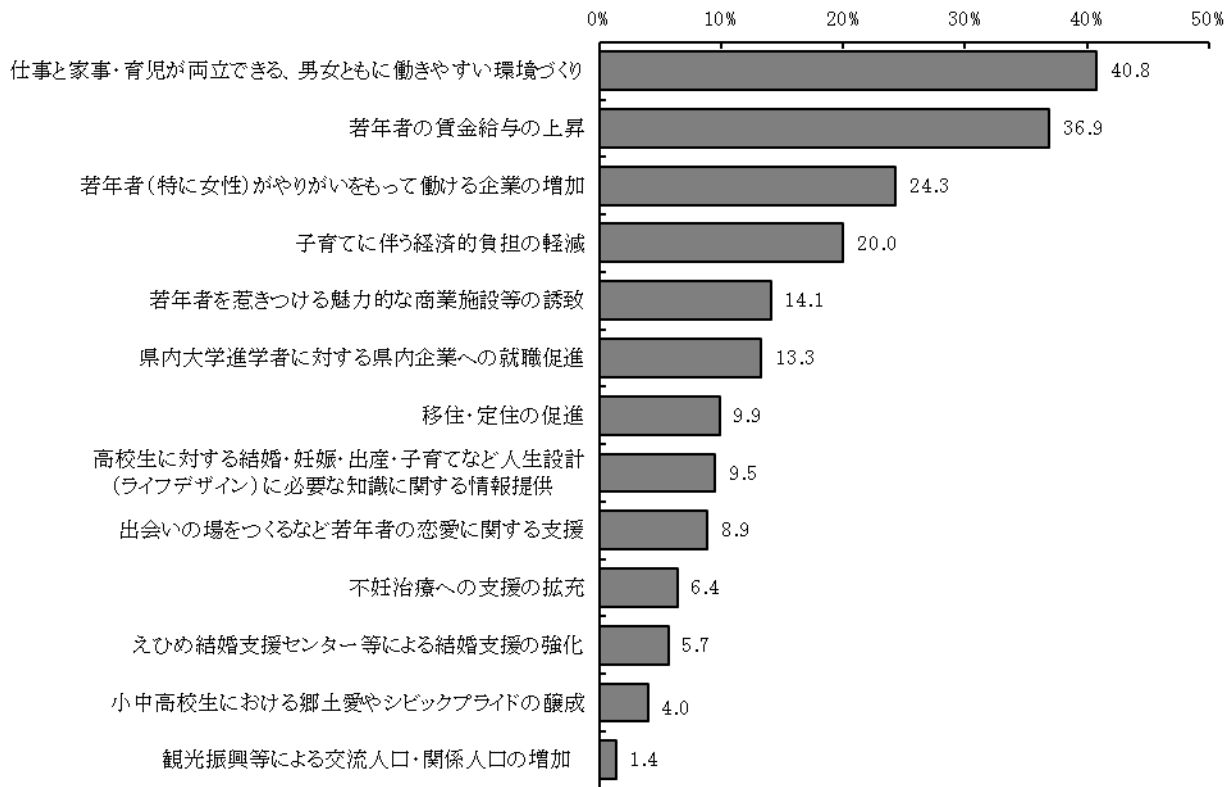
県担当部署：保健福祉部 生きがい推進局 男女参画・子育て支援課
：経済労働部 産業雇用局 労政雇用課

○愛媛県政に関する世論調査（2022年11月～12月 愛媛県実施）

・愛媛県在住の満18歳以上の男女の回答（標本数2,000人、回収数1,110人（55.5%））

人口減少対策として、県が特に力を入れたらよいこと

【第1位】仕事と家事・育児が両立できる、男女ともに働きやすい環境づくり

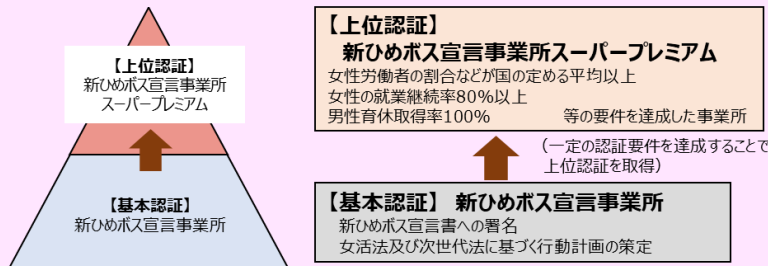


○新ひめボス宣言事業所奨励金 事業スキーム

- ◎現行の愛媛県版イクボス「ひめボス」宣言制度について、人口減少対策の鍵となる『女性が就業継続でき、活躍できる魅力的な企業・事業所』への変革を強力に後押しする制度にリニューアルし、官民一体となって人口減少対策を推進
- ◎認証取得事業所に対し、女性活躍や男性育休取得等の実績に応じた奨励金を支給することで、男女を問わず選択される魅力的な企業・事業所への変革と成長を支援

新制度創設

- 既存制度をリニューアルし、女性活躍・仕事と育児の両立支援の双方に取り組む企業・事業所の認証制度を創設



奨励金支給

女性活躍・男性育休取得等の実績に応じた支給

制度の知名度向上、メリット拡大による宣言事業所の増加

女性が就業継続でき、活躍できる魅力的な企業・事業所の増加

若年女性の転出超過の解消

4 特別支援教育の充実に向けた支援について

【文部科学省】

【提案・要望事項】

- (1) 松山城北特別支援学校（仮称）開設に対する確実な財政支援
 - ・ 設置基準を満たす学校の新設に対する確実な財政支援を行うこと。
- (2) 特別支援学校整備に対する継続的な財政支援
 - ・ 教室不足への対応や設置基準を満たす施設設備を整備するには時間を要するため、補助算定割合の引上げ期間延長を行うこと。
- (3) 特別支援教育支援員の配置に係る地方財政措置の拡充
 - ・ 地方財政措置について、より一層の充実を図ること。
- (4) 特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業の継続
 - ・ 新型コロナウイルス感染症ほか、新たな感染症等の出現に備え、財政支援を継続すること。
- (5) 医療的ケアに必要な財政支援の拡充
 - ・ 医療的ケア看護職員の確保や、医師の巡回相談、看護職員や養護教諭等医療的ケアに携わる職員に対する研修に十分な財政支援を行うこと。

【現状と課題（背景・理由等）】

本県中予地域の知的障がい特別支援学校への通学児童生徒が直近 10 年間で 1.4 倍に増加しており、みなら特別支援学校のマンモス化や教室不足に加え、松山市北西部からのスクールバスによる長時間通学等の課題を抱えている。

他の地域においても慢性的な教室不足が続く特別支援学校があり、設置基準を満たす整備が必要である。

特別な支援を必要とする児童生徒等の増加、障がいの状態の多様化に適切に対応するため、特別支援教育支援員配置の必要性が高まっている。

スクールバス内では安全面から換気が行いにくく、長時間密集状態となっていることから、引き続き、車内での感染リスクの軽減はもとより、新たな感染症等の出現にも備えた対策が必要である。

安全安心な医療的ケアを実施するため、看護職員の配置を含めた体制の充実を図る必要がある。

【愛媛県内の取組】

特別支援学校児童生徒の増加に対応するため、必要な校舎を整備するとともに、直近 10 年間で分校 3 校を新設している。

本県の特別支援教育支援員は、平成 19 年度 257 人から令和 4 年度 1,119 人へと大幅に拡充している。

乗車率の高いスクールバスについては、15 台増便し、感染症対策を実施している。

特別支援学校に勤務する看護師、認定特定行為業務従事者等を対象に、医療的ケアに関する研修を実施している。

【実現後の効果】

- ◇ 特別支援学校の教育環境の整備や個に応じた支援が一層推進され、特別支援教育の充実が図られる。

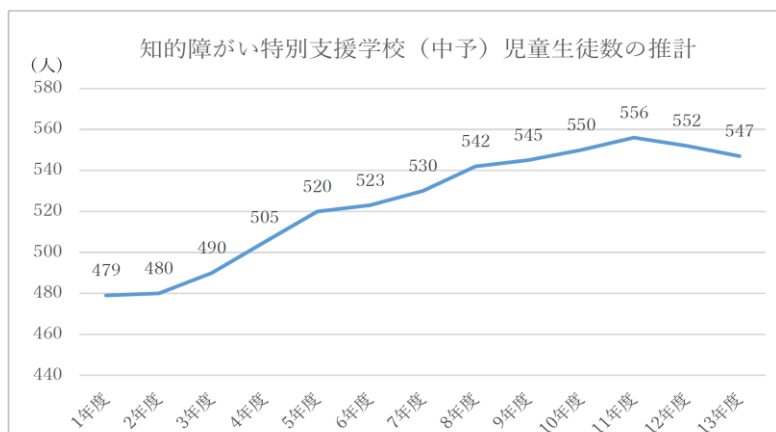
県担当部署：教育委員会事務局 特別支援教育課

直近 10 年間で義務教育段階の特別支援教育を受ける児童生徒数は、全国で 28.5 万人から 56.9 万人へと倍増しており、特別支援学校に在籍する児童生徒数も 1.2 倍に増加している。本県でも同様の傾向（在籍児童生徒数 1.2 倍 ※知的障がい 1.4 倍）であり、教室不足等や設置基準への不適合が生じていることから対策が必要。みなら特別支援学校城北分校に小学部・中学部を設置し本校化することで課題の解消を図る。

課題	① みなら特支児童生徒数の増加（全国 3 位のマンモス校） ② 新設の「設置基準」に不適合（教室不足・校舎面積不足） ③ 長距離通学が負担（松山市内に学校開設を望む声）
----	--

学校名	学部	校舎面積 普通教室数	R4			学校名	学部	校舎面積 普通教室数	R8		
			在籍数 (人)	過不足 面積(m ²)	教室数				在籍数 (人)	過不足(見込) 面積(m ²)	教室数
みなら	小中高	9,392m ² 75教室	442	△683	△10	みなら	小中高	9,392m ² 75教室	390	232	0
城北 分校	高	921m ² 9教室	63	△427	△4	松山城北 (仮称)	小中高	4,521m ² 29教室	152	79	0

概要	<p>R4.5月現在 (みなら特支)</p> <p>松山市北西部から通学している児童生徒80名 (小50、中30)</p> <p>城北分校（高等部）の定員72名</p>	<p>松山城北特別支援学校（仮称）</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒数（学級数） 小学部 50名(12) 中学部 30名(7) 高等部 72名(10) 教職員数 80名程度 運転手・添乗員等 10名程度 校舎面積 4,521m² (必要面積4,442m²) 	<p>引き続き、松山城北(高等部)が使用する。</p> <p>北教棟3階(城北分校)</p> <p>現在の松聾食堂・寄宿舎は解体</p> <p>食堂(松山城北(松聾))</p> <p>厨房</p> <p>寄宿舎(松聾)</p>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>校舎等</th> <th>室名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【新築】校舎 3,000m² 2階建</td> <td> 【普通教室】 小学部(12)、中学部(7)、高等部(10) 【特別教室】 図書室、自立活動室、音楽室、Pレールム等 【管理室等】 校長室、職員室、事務室、保健室等 </td> </tr> <tr> <td>【既存施設改築】 食堂棟 2階建</td> <td> 厨房、ランチルーム兼集会室(600m²) <松聾>寄宿舎(居室、浴室、舎監室等)を改築 </td> </tr> </tbody> </table>	校舎等	室名	【新築】校舎 3,000m ² 2階建	【普通教室】 小学部(12)、中学部(7)、高等部(10) 【特別教室】 図書室、自立活動室、音楽室、Pレールム等 【管理室等】 校長室、職員室、事務室、保健室等	【既存施設改築】 食堂棟 2階建	厨房、ランチルーム兼集会室(600m ²) <松聾>寄宿舎(居室、浴室、舎監室等)を改築		
校舎等	室名								
【新築】校舎 3,000m ² 2階建	【普通教室】 小学部(12)、中学部(7)、高等部(10) 【特別教室】 図書室、自立活動室、音楽室、Pレールム等 【管理室等】 校長室、職員室、事務室、保健室等								
【既存施設改築】 食堂棟 2階建	厨房、ランチルーム兼集会室(600m ²) <松聾>寄宿舎(居室、浴室、舎監室等)を改築								



5 教員の業務負担軽減に関する支援について

【文部科学省】

【提案・要望事項】

(1) 教職員定数の充実

- ・小学校での35人学級が段階的に実現するが、教員の長時間勤務の是正を図りつつ、新学習指導要領の円滑な実施、いじめ問題や不登校をはじめ複雑化・多様化する教育課題に対応できるよう実質的な教職員定数の充実を図ること。

(2) 支援スタッフの配置促進

- ・教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）や学習指導員等、ICT支援員などの支援スタッフの配置促進に向けた十分な予算措置や補助制度を構築すること。

(3) 部活動改革に向けた支援の拡充

- ・働き方改革の鍵となる部活動における教員負担軽減を図るため、部活動指導員の配置に対し引き続き予算措置を講ずるとともに、高校の部活動指導員についても、国の補助対象とすること。
- ・部活動の地域移行に向けた財政措置を含む必要な支援を拡充するとともに、地域移行を実効性のあるものとするため、大会への参加資格の見直しなど、関係団体と大会の在り方について調整を行うこと。

(4) その他、中教審答申に基づく取組等への支援

- ・中教審の答申をはじめ、国が示す働き方改革に関する取組を実施するに当たり、新たに生じる経費負担に対して十分な財政支援を行うこと。

【現状と課題（背景・理由等）】

本県では、加配制度を活用して、小学校5・6年生について条件付きで35人学級を実施しているが、児童生徒を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校現場に期待される役割が拡大するとともに、新学習指導要領の円滑な実施も求められる中、学校現場においては実質的な定数の充実が求められている。

また、校務システムの導入や行事・会議の見直し等最大限の取組をしているが限界があり、新型コロナや不登校、ICT導入等の課題に対処しながら教育現場の加重負担を改善するためには、人員増が不可欠である。

部活動指導は長時間勤務の大きな要因の一つであるとともに、経験のない競技等を指導する場合の心理的負担も大きく、高校を含めた部活動指導員の配置促進や部活動の地域移行といった部活動改革の着実な推進が求められる。

【愛媛県内の取組】

本県の教員の時間外勤務は減少傾向にあるものの、依然として高水準である。これまで外部人材の活用に取り組むとともに、全県立学校への校務支援システムの整備、テレワーク制度や変形労働時間制の導入のほか、教職員を対象とした「誇りややりがい」等に着目した意識調査を実施している。

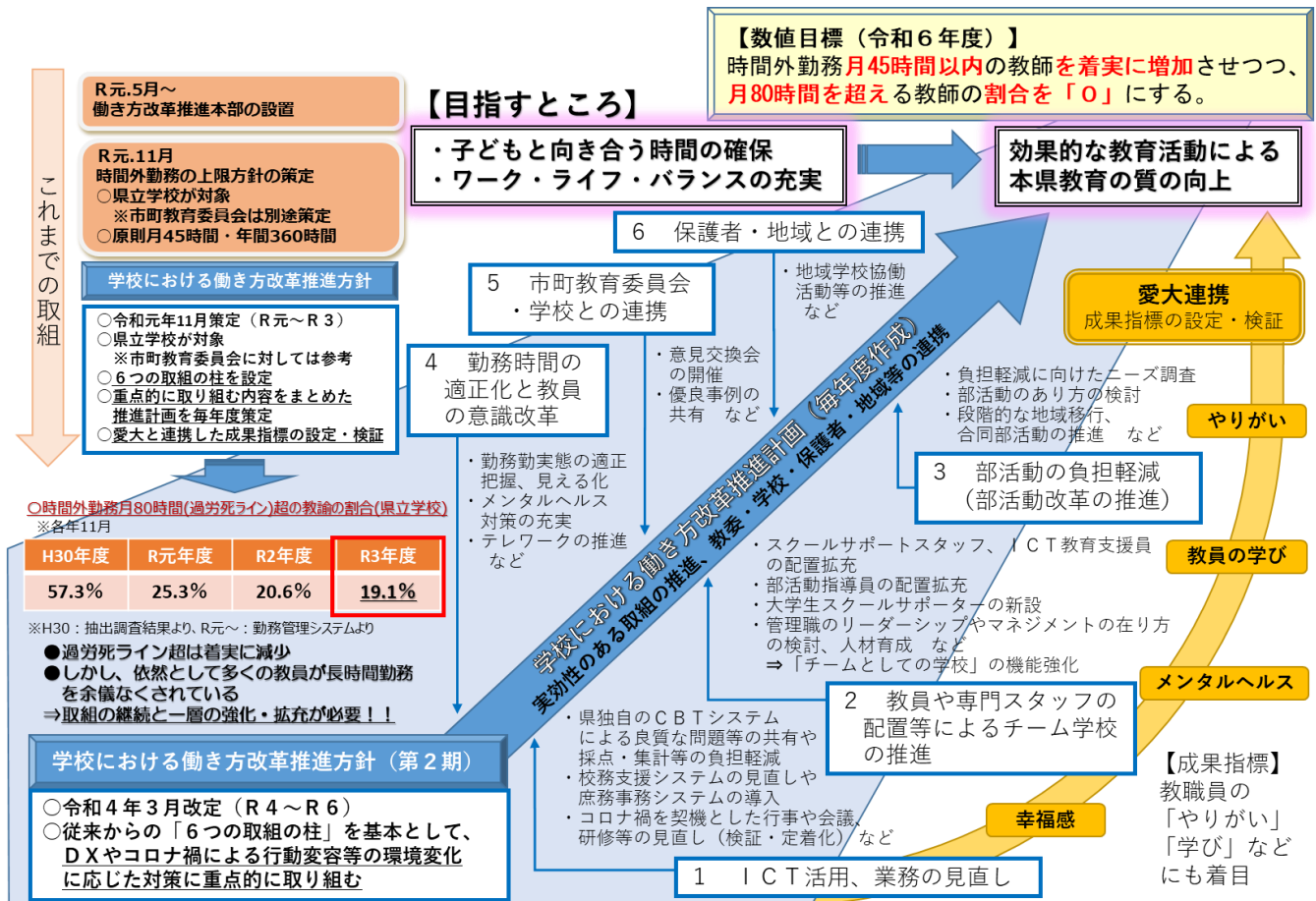
部活動では、部活動指導員を本県独自に県立高校に配置するほか、今後、県立学校の再編整備と併せ、合同部活動等の検討も進めることとしている。

また、県内全ての公立学校に1人1台端末の配備を完了したほか、本県独自のテストのCBT化を進めるなど、実効性のある取組を推進している。

【実現後の効果】

- ◇ 公立学校教員の業務負担の軽減、長時間勤務の是正が図られるとともに、部活動を含めた教育の質の確保・向上につながる。

県担当部署：教育委員会事務局 義務教育課・高校教育課・保健体育課



成果指標	R元	R2	R3	R4	状況
1. 時間外勤務月80時間超の教師の割合（各年度11月）	25.3%	20.6%	19.1%	18.9%	時間外勤務月80時間超の教師の割合は、減少
2. 教師自身の学びの実践（9項目の学びの実践の選択数）	3.67	3.13	3.42	3.55	令和2年度は、コロナ禍による研修等の中止・延期等の影響により全体の選択数は減少したが、令和3年度以降は増加（回復）傾向
3. 教職員の働きがい（ワーク・エンゲイジメント）	28.83点	28.35点	28.64点	28.42点	日本（民間企業）の平均（23.58点）以上の水準をキープ
4. 教職員の抑うつ傾向（メンタルヘルス）	5.36点	5.57点	5.62点	5.82点	昨年度から悪化 ※5点以上がリスク群、10点以上がハイリスク群
5. 教職員の主観的幸福感（ワーク・ライフ・バランス） 10点満点	6.06点	6.06点	6.09点	6.08点	日本の平均（5.89点）以上の水準をキープ

【専門スタッフの活用状況（R4実績→R5）】

- 小中学校にスクールカウンセラー、ハートなんでも相談員、スクールソーシャルワーカーを189人配置し、生徒指導を支援
 - スクールライフアドバイザーの配置 県立学校 23人→34人
 - 教員業務支援員等の配置 小中学校 125人→138人、県立学校 16人→17人
 - ICT教育支援員の配置 県立学校 29人→37人
 - 大学生スクールサポーターの配置 県立学校 30人→35人
 - 部活動指導員の配置 市町立中学校 45人→45人、県立学校 11人→11人
- ※高校は県独自で配置

6 医師確保対策について

[1] 医師確保対策の充実強化

【厚生労働省・文部科学省】

【提案・要望事項】

- (1) **新興感染症の感染拡大を見据えた医師養成の仕組みの構築**
 - ・新興感染症の発生時に確実に医療提供体制を維持するため、感染症専門医等を養成する仕組みを構築すること。
- (2) **医師の偏在を是正するための義務や規制の検討**
 - ・医師免許取得後一定期間、医師不足地域での診療を義務付けるなど、義務や規制を伴う医師の偏在是正策の検討など、実効性を高めた仕組みを構築すること。
 - ・国は研修医の募集定員の上限を設定し都市部への集中を抑制しているが、依然、地方で研修する医師が少ないため、より一層地方に研修医が採用される方法を検討すること。
 - ・専門医制度における地域偏在対策について、効果の検証を行い、医師が確実に地方に分散される仕組みを構築すること。
- (3) **総合診療専門医の研修・教育体制の充実**
 - ・「総合診療専門医」を養成するにあたり、まずは医学生や若手医師に当領域を目指す意識の涵養が重要であることから、専門講座を大学医学部に必置とし、教育体制の充実を図ることを目的とした財政的支援を国において継続的に措置すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

○現状と国の方針

平成20年度から開始された医学部定員の暫定増（地域枠制度）の効果などにより、全国の医師数は着実に増加している一方で、医師の偏在は未だ解決されていない。

国では、(1) 医師偏在対策に有効な客観的データの整備、(2) 都道府県が主体的・実効的に医師偏在対策を講じることができる体制の構築、(3) 医師養成課程を通じた医師確保対策の充実、(4) 医師の少ない地域での勤務を促す環境の推進、を基本的な考え方に医師偏在対策を推進している。

○国による取り組みと課題

・地域枠制度

国による医師需給推計（労働時間を週60時間に制限等した場合）によると、令和11年頃に医師需給が均衡するとされているが、医師の偏在については未だ解決されていない。

・認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進

医師少数区域等での勤務経験を厚労大臣が認定し、一部の地域医療支援病院の管理者要件等とすることで、医師少数区域等勤務のインセンティブとしているが、効果は限定的。

・臨床研修制度及び専門医制度における地域偏在対策

臨床研修医の募集定員算定方式の見直しや都道府県別・診療科別必要医師数に基づいた専門医制度のシーリングなどの地域偏在対策が行われているが、効果は不透明。なお、事務の一部について国から都道府県に移管されたが、事務量増加による負担が大きい。

・総合診療医の養成支援

総合診療医センター（総合診療医を養成・確保するための拠点）運営事業に対して助成するなどの取り組みが行われているが、効果は不透明。

【愛媛県内の取組】

○地域医療を担う医師の養成・確保

自治医科大学卒業医師の活用やプラチナドクターバンク事業等を通じ、即戦力となる医師の掘り起こしに努めるとともに、地域枠入学生を対象とした奨学金の創設や、地域医療に関する寄附講座の運営等により、地域医療を担う医師の養成・確保に努めている。

○医師育成キャリア支援事業

地域医療に従事しながらキャリア形成できる環境を整備し、奨学生医師をはじめとする若手医師の県内定着を図ることとしている。

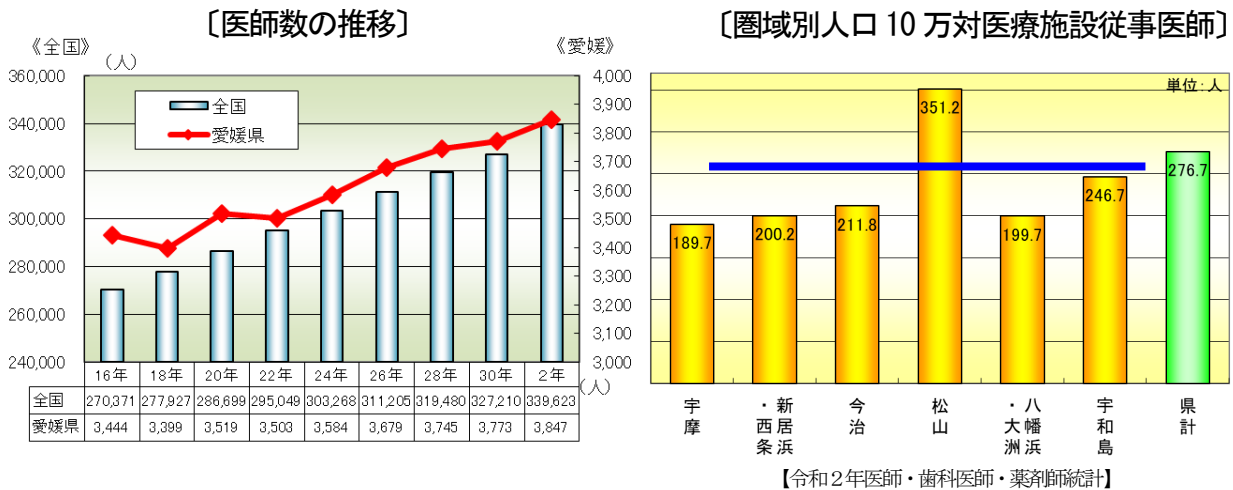
【実現後の効果】

- ◇ 地域の医師不足が解消され、県民全てが、いつでもどこでもどの分野でも安心して医療を受けられる社会が形成できる。

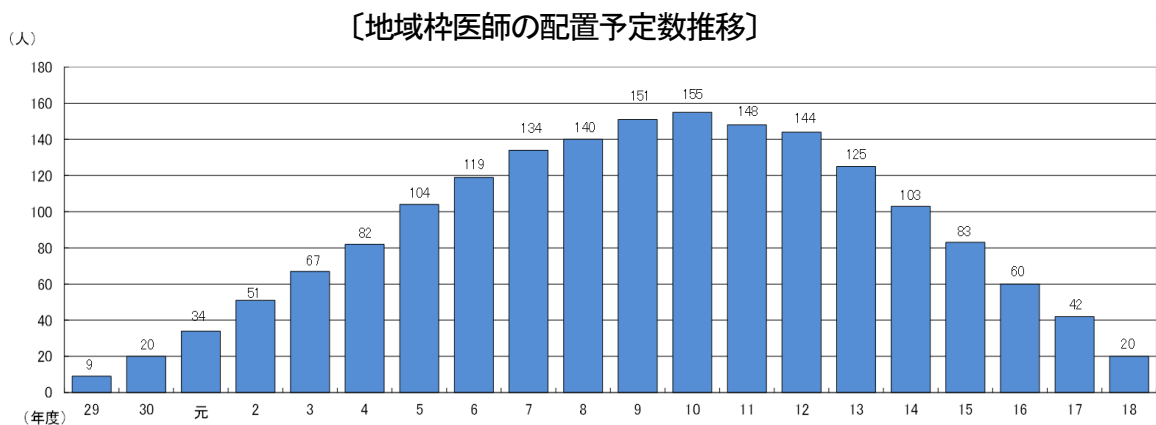
県担当部署：保健福祉部 社会福祉医療局 医療対策課

本県の医師の状況

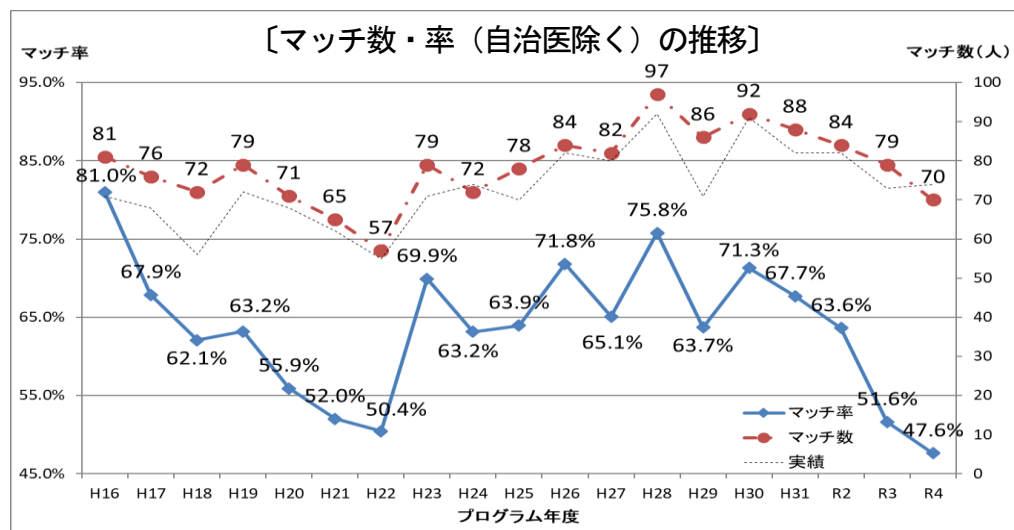
- 令和2年12月31日時点における医師数をみると、前回調査（平成30年）と比べて全国では12,413人（3.8%）、本県では74人（2.0%）の増加となっており、本県の増加率は全国の増加率を下回る結果となっている。
- また、人口10万人当たりの医療施設従事医師数を圏域別にみると、全国平均を上回っているのは松山圏域のみとなっており、県内における医師の偏在も顕著となっている。



- 医学部入学定員の増員に伴い、県が奨学金貸与枠を設定した「地域枠」出身の奨学生医師は、計画ではピーク時に155名程度を県内の医療機関に配置可能となる見込み。



- 県内の臨床研修医の平成30年度以降のマッチ数（採用内定数）、マッチ率（採用内定数/募集定員）はともに減少傾向にある。



6 医師確保対策について

[2] 災害医療従事者の育成・確保への支援

【厚生労働省】

【提案・要望事項】

災害医療従事者の育成・確保への支援

- ・南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生した際にも、医療救護活動が計画的・持続的に実施できるよう、災害医療従事者の育成・確保に係る財源確保を含め、国において必要な措置を講ずること。

【現状と課題（背景・理由等）】

○災害医療従事者の育成・確保

本県も被災した平成30年7月豪雨災害では、県内DMAT（災害派遣医療チーム）の11チームが避難所の医療ニーズに調査等に従事したほか、徳島県から8チーム、香川県から3チーム、高知県から3チームのDMATによる支援を受けたが、本県を含む近隣県にも甚大な被害が想定される南海トラフ巨大地震等を見据え、県内に保有するDMATの拡充が大きな課題の一つとなっている。

本県では、国が実施する日本DMAT養成研修を活用して計画的なDMATの育成に取り組んできたが、受講枠に限りがあること（愛媛県は年に3回の受講枠）のほか、県外での研修受講にかかる旅費など所属病院の負担も大きく、DMATの拡充等が困難な状況になっている。このため、平成29年度から、日本DMAT検討委員会の認定プログラムに基づき、県事業として都道府県が養成するDMAT（以下「都道府県DMAT」という。）研修を実施している。

○都道府県DMATの保有に係るDPC評価及び財政支援

日本DMATと同様に、都道府県DMATを保有する医療機関についても、平時から携行医療資機材の整備や研修・各種訓練の参加に係る経費等、経常的な費用が発生することから、DPC（包括医療費支払制度）の評価項目に「都道府県DMATの保有」を加えることが必要である。

加えて、持続的にDMAT等の災害医療従事者の育成が図られるよう、都道府県DMAT研修実施経費、現場携行用医療資機材及びDMAT車両整備に係る恒久的かつ柔軟性に高い財政支援制度の整備が必要である。

【実現後の効果】

- ◇ 都道府県DMAT養成研修や技能維持研修等の実施、現場携行用医療資機材及びDMAT車両等を整備し、災害医療従事者を育成・確保することにより、発災時の傷病者の対応に資することができる。

（参考）

都道府県によるDMAT養成研修の実施状況

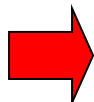
➢ 24都道府県で実施（令和3年度）

県担当部署：保健福祉部 社会福祉医療局 医療対策課

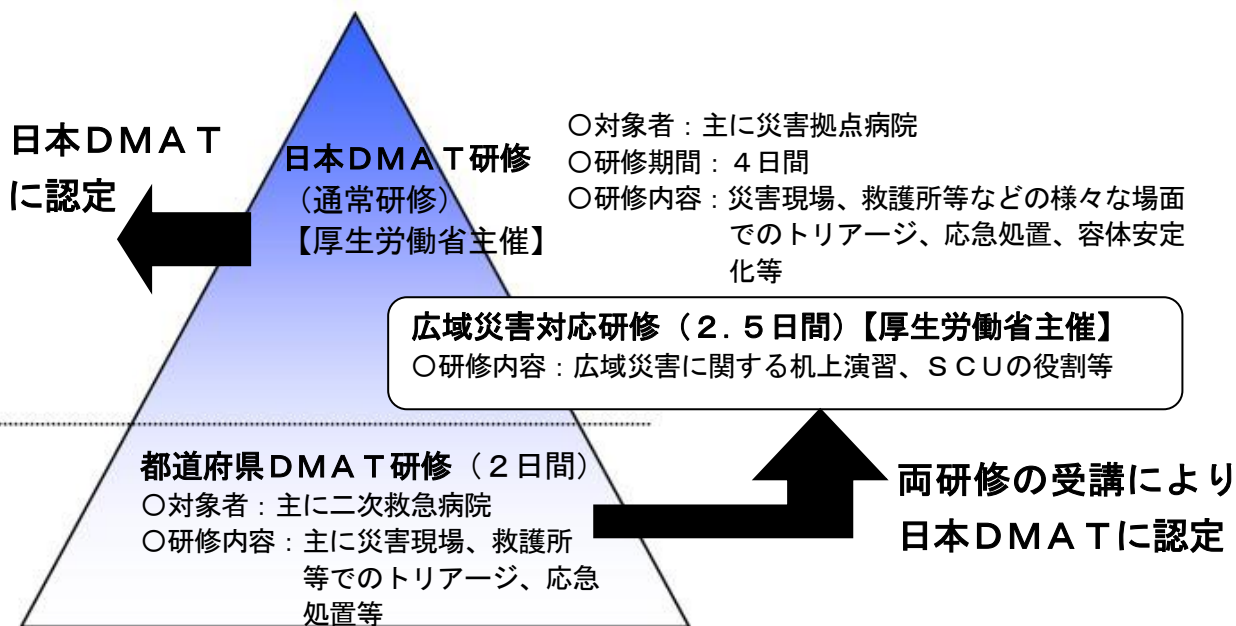
日本DMATの認定について

日本DMATに認定されるためには、「日本DMAT研修」(通常研修 [厚生労働省主催]) を4日間受講及び試験合格する必要あり

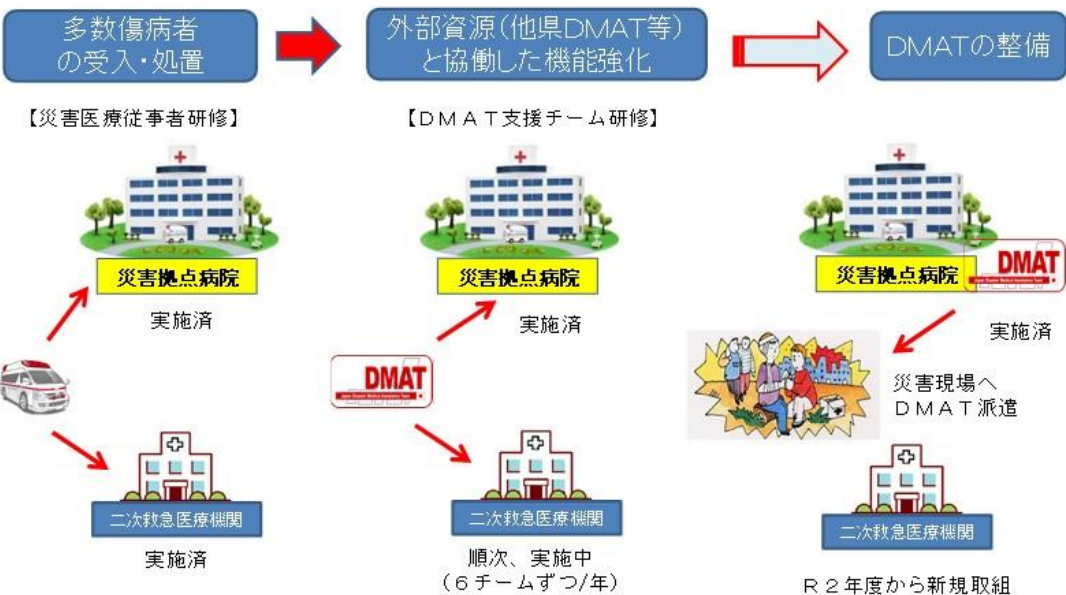
上記のほかに、



都道府県DMAT研修に加えて、
広域災害対応研修(2.5日間[厚生労働省主催])の受講及び
試験合格で、日本DMATに認定される



【愛媛県の取組み】



7 ドクターヘリの運航に対する支援等について

【厚生労働省】

【提案・要望事項】

ドクターヘリの運航に対する支援等

- ・ 救急医療体制の充実・強化に向け、ドクターヘリの安定的な運航体制を確保するとともに、地域において良質かつ適切な医療を効果的・効率的に提供できるように、財源確保を含め、国において必要な措置を講ずること。
 - ・ ドクターヘリの運航に係る新たな支援制度を創設すること。
 - ・ 医療提供体制推進事業費補助金制度を改善すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

○ドクターヘリの運航に係る新たな支援制度の創設

ドクターヘリの運航に係る国庫補助制度として、「ドクターヘリ導入促進事業」（医療提供体制推進事業費補助金）があり、運航業者委託料、運航連絡調整員や搭乗医師・看護師確保経費などを補助対象とし、補助基準額（R4年度）は276,667千円、負担割合は国1/2、都道府県1/2となっている。

しかしながら、格納庫賃借料、ドクターヘリに持ち込み使用する医療機器に係る点検保守等の「維持管理経費」及び搭乗医師・看護師の持続的な人材育成を図る寄附講座の「人材育成経費」などの補助対象外経費が発生している。

また、国は、ドクターヘリ導入促進事業は100%配分したとはいえ、当該補助金全体では、交付率が69.7%（R4年度〔全国〕）に止まっており、将来にわたって国費分が確保できるかどうか不透明な状況となっているうえに、ドクターヘリ分を確保するためには、他の事業を削減し充当するほかない。

このため、ドクターヘリの安定的な運航体制の確保ができるよう、恒久的かつ柔軟性の高い財政支援制度が必要である。

○医療提供体制推進事業費補助金制度の改善

医療提供体制推進事業費補助金については、救急医療や周産期医療など、地域医療の推進に不可欠な補助金であるものの、前述のとおり、補助金総額が少なく、事業の縮小や中止を余儀なくされており、いずれの事業に充当しても地域医療が守られていない状況となっている。

令和5年度の同補助金予算総枠（251億円）は前年度に比べ増額されたものの、4年度都道府県計画額（344億円）を下回っており、事業の安定的な実施のため補助基準額に応じた交付が確実になされるよう法律補助とするなど、同補助金制度の改善が必要である。

【実現後の効果】

- ◇ ドクターヘリの安定的な運航体制の確保により、全国的な救急医療体制の充実・強化が図られる。
- ◇ 地域において良質かつ適切な医療を提供するために必要な事業の円滑な実施ができる。

県担当部署：保健福祉部 社会福祉医療局 医療対策課

○救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療が傷病者の救命、後遺症の軽減等に果たす役割の重要性にかんがみ、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の全国的な確保を図るための特別の措置を講ずることにより、良質かつ適切な救急医療を効率的に提供する体制の確保に寄与し、もって国民の健康の保持及び安心して暮らすことのできる社会の実現に資することを目的とする。

○ドクターヘリ導入促進事業（医療提供体制推進事業費補助金）の概要

- ・対象経費：運航業者委託料、搭乗医師・看護師確保経費、運航調整委員会経費等
- ・補助率：1/2（国1/2、都道府県1/2）
- ・補助基準額：276,667千円/箇所（R4） ※年間飛行時間200～300時間の場合



◆補助金総枠の交付率（全国）は69.7%に止まり、将来にわたって、国費分が確実に確保できるかどうか不透明な状況なうえに、ドクターヘリ分を確保するためには、他の事業を削減し充当するほかない。

○医療提供体制推進事業費補助金予算総額等の推移

年度	予算総額	都道府県計画額	交付率(調整率)
H26	151.0 億円	241.4 億円	62.5%
H27	134.3 億円	247.1 億円	54.4%
H28	150.2 億円	262.9 億円	57.1%
H29	154.0 億円	279.9 億円	55.0%
H30	229.2 億円	306.6 億円	74.8%
R1	230.4 億円	305.4 億円	75.5%
R2	231.6 億円	314.3 億円	73.7%
R3	239.5 億円	329.4 億円	72.7%
R4	239.9 億円	344.0 億円	69.7%

○ドクターヘリ出動件数（年度別）

- ・ H28 年度：33 件（平成 29 年 2 月運航開始）
- ・ H29 年度：259 件
- ・ H30 年度：289 件
- ・ R1 年度：346 件
- ・ R2 年度：290 件
- ・ R3 年度：299 件
- ・ R4 年度：299 件

